

研修内容報告書

会派名	公明党
参加議員	長嶋陽子
日程	令和8年2月9日(木) 10:00~17:00 (オンラインにて)
研修テーマ	公共施設マネジメントの「アップデート」を考える —公共サービス起点、まちづくりの発想で考える公共施設の最適化— 講師:横田慎一
研修詳細【1日目】	
研修項目	1. 公共施設の統廃合の限界を乗り越える 2. 公共施設の維持管理の最適化
説明内容	<p>1. 公共施設の統廃合の限界を乗り越える</p> <p>① 公共施設マネジメントのこれまでについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の老朽化対策を十分に行わなかった場合に起こり得るリスクについて 安全リスク→老朽化による事故等の発生 財政リスク→費用の急増と財政圧迫 運営リスク→職員負担とサービスの低下 ・社会保障費の増大により圧迫される地方財政について 平成元年度には、投資的経費の財源が2兆円あったものの、平成30年度には、投資的経費の財源が1兆2兆円(43%減)になっている。 ・公共施設等総合管理計画の例について 財源的に制約がある中、将来要する更新費用総額が現状の投資的経費の数倍以上と試算され、公共施設の縮減目標を設定している団体が多い。 (これまで更新等の整備に充てていた費用の2.5倍以上が必要) ・国の公共施設等のマネジメントについて 国では交通省により、平成25年11月にインフラ寿命化基本計画が策定され、その後は国・各地公体がそれぞれで各種計画を策定 ・公共施設等適正管理推進事業(令和7年度時点)について 公共施設の集約化・複合化(既存施設の除去を伴う事業を含む)、転用などについて、非常に「有利な起償」ができるようになった。 <最大45%の交付税(充当率90%×交付税措置率50%)> ・公共施設等のマネジメントにおける基本方針の例について 点検・診断の実施方針、維持管理・更新等の実施方針、安全確保の実施方針、耐震化の実施方針、長寿命化の実施方針、ユニバーサルデザイン化の実施方針、統合や廃止の推進方針、総合的な計画的な管理を実現するための体制の構築方針 <p>② 公共施設の統廃合の限界について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設マネジメントの課題について 統廃合の限界があり、公共施設等総合管理計画において公共施設マネジメントの基本方針が定められているが、具体的なことが定まっていない、実行されていないケースが多い(計画は作ったが、実務はあまり進んでいないのが現状)。

- ③ 公共サービス起点、まちづくりの発想で考える公共施設の統廃合について
・公共施設マネジメントにおける基本的な考えについて

＜公共施設マネジメントは、以下の各機能を有機的に連携しながら行うもの＞
公共施設のあり方に関する計画や、全庁的な方針の策定などの企画
公共施設の維持・運営に関する管理、公共施設の有効活用
※行革・企画・管財・財政系の部署だけでなく、建築・設備・土木系の
技術的部署や、施設を所管する部署の有機的な連携が必要である。

2. 公共施設の維持管理の最適化

- ① 公共施設の維持管理にまつわる諸課題について

- ・なぜ修繕が必要となったかを考える
- ・修繕の原因について考える
- ・修繕対応の優先度付けの重要性を考える
- ・デザイン性vs予算制約からの持続可能性を考える
- ・過去の事例から学ぶ組織へ

→施設の設計は、基本構想、基本設計、詳細設計と進んでいくが、基本設計まで進むと、現実的に後戻りが困難である。

＜担当者任せてなく、組織として仕組み化(内部統制)できているか。＞

- ② 公共施設(ハード)の維持管理手法のアップデートについて

- ・安全性について「最低限」の水準を高める

※利用者や周辺住民、通行人の安全性に関わるものは特に重要であり、知らなかったでは済まされない。

- ・安全性に関わる事項

→施設外壁・消火器具・排煙窓・避難経路・救助袋・AED など

- ③ 指定管理者制度のアップデートについて

- ・指定管理者制度の概要について

指定管理者制度は、「民にできることは民で」とする小泉内閣の骨太改革路線の流れの中で、管理委託制度に変わる民間活力の導入として地方自治法244条の2が改正され、平成15年9月に始まった。

- ・指定管理者制度の導入趣旨について

第一に、「住民のニーズが多様化」しており、それに「効果的、効率的に対応するためには、民間の事業者のノウハウを広く活用することが有効である」ということ。

第二に、「公的主体以外の民間主体においても十分なサービスの提供能力が認められるものが増加している」ということ、さらに、2002年度の構造改革特区構想の第一次提案の中に、複数の自治体から「第三セクター(公共団体や自治体の出資法人等)以外に、民間企業が地方公共団体の設置した公の施設を管理できるようにしてほしい」との提案が出されたということが理由に挙げられている。

- ・指定管理者制度の意義について

「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている。

- ・指定管理料の考え方について

指定管理料の積算は「指定事業の費用－利用料金収入」(＝指定事業の不足分)

	<p>とするのが基本的である。</p> <p>※物価・賃金が高騰する中で指定管理料を増額しない場合、指定管理者の収入が厳しくなり、公の施設の持続可能性や質の低下が懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度を活用した行政サービスのアップデートについて 行政サービスへのニーズは時代に応じて変わるため、その変化に応じて行政サービスをアップデートする必要がある。 ・自主事業について考える 事業を「指定事業」、「付帯事業」及び「自主事業」に3区分したらどうか。 ※この3区分によると、使用料又は利用料金の定めがないもの、かつ、市が政策目的上、実施すべきと考えている事業については、「付帯事業」として実施を指定管理者に求めることができる。 ・自主事業の推進に向けて、定管理者制度導入施設における留意点について 公共施設においては「料金」を自由に徴収できるものではない 公共施設を「目的外」に使うには市の「許可」は必要 公共施設を「目的内」に使うときには「公平性」に配慮 自主事業を推進するために、まずは「重大な事故」を起こさない <p>④ 使用料・利用料金のアップデートについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルコストをもとにした使用料の見直しについて 公共施設マネジメントとしての公共施設における収入増加や昨今の物価上昇への対応のため、公共施設の使用料見直しを進める自治体が増えている。 公共施設の使用料見直しに際しては「フルコスト」を基礎とすることが多いが、課題がよく見受けられる。例えば、算定するもの使用料になることが多い。 よって、フルコストによる使用料見直し以外の観点からも重要である。
<p>主な質疑応答</p>	<p>特になし</p>
<p>感想など</p>	<p>公共施設マネジメントの全国的なこれまでの取り組み状況や課題について理解ができました。公共施設の統廃合の限界もある中で、公共施設をハコモノのモノではなく、公共サービスやまちづくりの発想で考えることが必要であると学ぶことができました。</p> <p>公共施設の維持管理の最適化について、指定管理者制度導入の目的をはじめ、最適化へのアップデートの必要性を学ぶことができました。</p> <p>これからの、本市の取り組みに活かしていきたいと思います。</p>